

建築主・工事監理者・工事施工者の方へ

○ 本建築物は、建築基準法第7条の3による「中間検査」の対象建築物です。
以下の工程（特定工程）終了後、「中間検査」を受けて下さい。

鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造：1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事
鉄筋コンクリート造：2階のはり及び床の配筋工事
木造（3階建）：屋根工事

- ・「中間検査」を受ける場合には、あらかじめ「中間検査申請書」（第26号様式）等の提出が必要となります。
- ・提出先は、八王子市まちなみ整備部建築指導課（以下「建築指導課」という。）又は指定確認検査機関（以下「指定機関」という。）のいずれかになります。
- ・なお、「中間検査」を円滑に実施するために、以下の手続きに沿って「中間検査」を受けてください。

1. 「中間検査」制度について

同制度の概要

「中間検査」制度とは、平成10年6月12日に改正された建築基準法において、適法性を確保するために工事監理制度及び検査制度の充実を図ることを目的として導入された制度です。八王子市においては、平成11年度八王子市告示第155号（以下「市告示」という。）により、平成11年7月1日から施行されています。

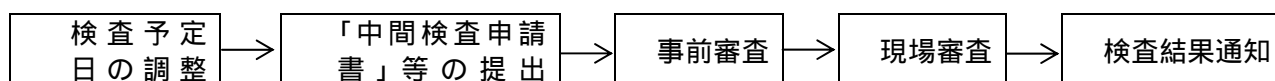
市告示により指定された建築物は、「建築指導課」又は、「指定機関」による「中間検査」を受けなければなりません。

「市告示」の内容

裏面参照

2. 手続きについて

全体のフロー



検査予定日の調整

特定工程に達する日（検査予定日）の2週間前までに検査担当者との調整し、かつ、中間検査申請書（規則第26号様式）等の記入について打ち合わせを行って下さい。

「中間検査申請書」等の提出

特定工程に係る工事完了後、4日以内に「中間検査申請書」及び工事監理状況報告書等を提出して下さい。

事前審査

の事前書類審査

現場検査

現場検査の前までに、工事監理者による検査を終了し、是正箇所があれば是正しておいて下さい。

検査結果通知

現場検査後、検査結果を通知します。

「中間検査合格証」の交付を受けた後でなければ、後続工程の施工ができなくなります。

八王子市まちなみ整備部建築指導課
〒192 - 8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号
042 - 620 - 7266（直通）

平成19年八王子市告示第180号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

平成19年5月31日

八王子市長 黒須 隆一

1. 中間検査を行う区域

八王子市の区域

2. 中間検査を行う建築物の規模

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の地階を除く階数が3以上のもの。ただし、工事の工程に法第7条の3第1項第1号に規定する工程が含まれる建築物にあっては、延べ面積(増築又は改築後の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により2以上の独立部分からなる場合は、当該増築又は改築に係る独立部分の延べ面積に限る。以下同じ。)が10,000㎡以下のものを除く。

3. 指定する特定工程

(1) 延べ面積が10,000㎡以下の建築物にあっては、次に掲げる工程を特定工程とする。ただし、アからエまでに掲げる工程のうち2以上の工程が存する場合はいずれか早期のものを、アからエまでのいずれかに掲げる工程を2以上に分けて施工する場合は2以上に分けた工程のうちいずれか早期のものを特定工程とする。

ア 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造にあっては、1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事

イ 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造にあっては、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事(当該工事を現場で行わないものは、2階の床版及びこれを支持するはりの取付工事)

ウ 木造にあっては、屋根工事

エ アからウまでに規定する構造以外のものにあつては、2階の床工事

(2) 延べ面積が10,000㎡を超える建築物にあっては、(1)に規定する特定工程(工事の工程に法第7条の3第1項第1号に規定する工程が含まれる建築物にあっては、同号に規定する特定工程)のほか、基礎に鉄筋を配置する工事(逆打ち工法(基礎に鉄筋を配置する工事よりも早期に床工事に着手する工法をいう。以下同じ。))による場合にあっては当該床に鉄筋を配置する工事とし、基礎に鉄筋を配置する工事を2以上に分けて施工する場合にあっては2以上に分けた工程のうちいずれか早期のものとする。)を特定工程とする。

4. 指定する特定工程後の工程

(1) 延べ面積が10,000㎡以下の建築物にあっては、次に掲げる工程を特定工程後の工程とする。ただし、既存建築物の全部又はその一部が存することのみにより建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装工事を特定工程後の工程とする。

ア 鉄骨造その他これに類する構造にあっては、2階の床版の取付工事又は型枠工事その他これらに類する工事

イ 鉄骨鉄筋コンクリート造その他これに類する構造にあっては、柱又ははりに鉄筋を配置する工事

ウ 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造にあっては、2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事(当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁の取付工事)

エ 木造にあっては、壁の外装工事又は内装工事

オ アからエまでに規定する構造以外のものにあつては、2階の柱又は壁の取付工事

(2) 延べ面積が10,000㎡を超える建築物にあっては、(1)に規定する特定工程後の工程(工事の工程に法第7条の3第1項第1号に規定する工程が含まれる建築物にあっては、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第12条に規定する特定工程後の工程)のほか、基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事(逆打ち工法による床工

事によっては、当該床に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事)を特定工程後の工程とする。ただし、既存建築物の全部又はその一部が存することのみにより建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装工事を特定工程後の工程とする。

5. 適用の除外

法第68条の20の認証型式部材等である建築物又は法第85条の適用を受ける建築物については、この告示の規定は、適用しない。

附則(平成19年八王子市告示第180号)

1. この告示は、平成19年6月20日(以下「施行日」という。)から施行する。
2. この告示の規定は、施行日以後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物、第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第18条第2項の規定により計画を通知する建築物について適用する。ただし、この告示の施行前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物及び法第18条第2項の規定により計画を通知した建築物で、施行日以後に当該建築物の計画を変更するものを除く。
3. この告示の施行前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物に係る特定工程及び特定工程後の工程については、平成19年八王子市告示第180号による廃止前の平成16年八王子市告示第147号に定めるところによる。

附則(平成22年八王子市告示第190号)

1. この告示は、平成22年6月30日(以下「施行日」という。)から施行する。
2. この告示の規定は、施行日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第18条第2項の規定により計画を通知する建築物について適用する。ただし、この告示の施行前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物及び法第18条第2項の規定により計画を通知した建築物で、施行日以後に当該建築物の計画を変更するものを除く。
3. この告示の施行前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物に係る特定工程及び特定工程後の工程については、改正前の平成19年八王子市告示第180号に定めるところによる。

注意事項

法第68条の10に基づく型式適合認定及び法第68条の20に基づく認証型式部材等による階数3以上の共同住宅は中間検査の対象となります。

プレキャストコンクリート製品による工事の場合、中間検査を申請しなければならない工程は、プレキャストコンクリート製品の配置後、当該製品を接合するための鉄筋を配置する工程になります。

ただし、プレキャストコンクリート製品の配置後、当該製品を接合するための鉄筋を配置する工事の工程がない場合は、当該製品を配置する工事の工程となります。

例えば、プレキャストコンクリート造の認定を受けている建物で階数3以上の共同住宅は中間検査の対象となります。

ご注意ください。

告示の主な変更点

2. 中間検査を行う建築物の規模

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の地階を除く階数が3以上のもの。ただし、工事の工程に法第7条の3第1項第1号に規定する工程が含まれる建築物にあっては、延べ面積（増築又は改築後の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により2以上の独立部分からなる場合は、当該増築又は改築に係る独立部分の延べ面積に限る。以下同じ。）が10,000㎡以下のものを除く。

3. 指定する特定工程

(2) 延べ面積が10,000㎡を超える建築物にあっては、(1)に規定する特定工程（工事の工程に法第7条の3第1項第一号に規定する工程が含まれる建築物にあっては、同号に規定する特定工程）のほか、基礎に鉄筋を配置する工事（逆打ち工法（基礎に鉄筋を配置する工事よりも早期に床工事に着手する工法をいう。以下同じ。）による場合にあっては当該床に鉄筋を配置する工事とし、基礎に鉄筋を配置する工事を2以上に分けて施工する場合にあっては2以上に分けた工程のうちいずれか早期のものとする。）を特定工程とする。

4. 指定する特定工程後の工程

(2) 延べ面積が10,000㎡を超える建築物にあっては、(1)に規定する特定工程後の工程（工事の工程に法第7条の3第1項第一号に規定する工程が含まれる建築物にあっては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第12条に規定する特定工程後の工程）のほか、基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（逆打ち工法による床工事にあっては、当該床に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事）を特定工程後の工程とする。ただし、既存建築物の全部又はその一部が存することのみにより建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装工事を特定工程後の工程とする。